



**記述・
年内パワーアップ答練**

ガイダンス

解説書

記述式
(商業登記)

辰巳法律研究所 Tokyo/Yokohama/Nagoya/Osaka/Kyoto/Fukuoka
WEBスクール : <https://tatsumi-ws.com/>

<http://www.tatsumi.co.jp/>

第1問 司法書士法務路子は、平成31年3月22日に事務所を訪れた株式会社エースの代表者から、別紙1から別紙5までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務路子は、株式会社エースの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務路子は、同年7月20日に事務所を訪れた株式会社エースの代表者から、別紙6から別紙8までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙10のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記をするための要件などを説明した。そして、司法書士法務路子は、株式会社エースの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務路子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年3月22日及び同年7月20日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 別紙6の第2号議案の空欄には、平成31年6月5日に決議された取締役会設置会社の定めの設定に関連して必要な定款変更の内容が記載されている。そこで、別紙6の第2号議案の空欄にはどのような事項についての定款変更が記載されているのか、また、なぜ定款変更をする必要があるのかという点について、定款変更を要する事項とその理由を第1問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 平成31年3月22日に司法書士法務路子が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額及び内訳並びに添付書面の名称及び必要な通数を第1問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 平成31年7月20日に司法書士法務路子が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額及び内訳並びに添付書面の名称及び必要な通数を第1問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

ただし、問1で問われた定款変更を要する事項については、当該定款変更に基づき、登記を申請しなければならない場合であっても、登記の申請書に記載する必要はない。

問 4 株式会社エースの代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第 1 問答案用紙の第 4 欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第 1 問答案用紙の第 4 欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 株式会社エースの定款には、別紙 1 から別紙 10 までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 4 別紙中、「(中略)」と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 5 登録免許税の免除又は軽減を受けることができるときは、これを受けるものとし、その根拠となる条項を第 2 欄又は第 3 欄の登録免許税額の内訳の項目に記載するものとする。
- 6 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 7 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【平成 31 年 3 月 22 日現在の株式会社エースに係る登記記録の抜粋】

商号 株式会社エース

本店 東京都中野区江古田四丁目 3 番 7 号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 17 年 8 月 17 日

目的 1 コンピュータソフトウェアの開発及び販売

2 前号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 20000 株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 7000 株

資本金の額 金 6000 万円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 4 号

東邦信託株式会社本店

役員に関する事項 取締役 A 平成 30 年 3 月 11 日就任

取締役 B 平成 30 年 3 月 11 日就任

取締役 C 平成 30 年 3 月 11 日就任

取締役 D 平成 30 年 3 月 11 日就任

東京都世田谷区北沢三丁目 3 番 1 号

代表取締役 A 平成 30 年 3 月 11 日就任

東京都足立区綾瀬二丁目 6 番 12 号

代表取締役 B 平成 30 年 3 月 11 日就任

監査役 Z 平成 29 年 3 月 3 日就任

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定

当会社は、取締役の過半数の同意をもって、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を法令の限度において免除することができる。

支配人に関する事項

東京都杉並区高円寺南五丁目 1 番 4 号

E

営業所 東京都中野区中野六丁目 144 番地

支店 1 東京都中野区中野六丁目 144 番地

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 平成 28 年 4 月 1 日東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号から本店移転

平成 28 年 4 月 8 日登記

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙 2

【平成 31 年 3 月 15 日時点の株式会社エースの定款】

第 1 章 総 則

（商号）

第 1 条 当社は、株式会社エースと称する。

（目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
2. 前号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

（公告をする方法）

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、20000 株とする。

（株式の譲渡制限に関する規定）

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（基準日）

第 7 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することがで

きる株主とする。

（株主名簿管理人）

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役の過半数の一致により定め、これを公告する。

第 3 章 株主総会

（招集）

第 9 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

（議長）

第 10 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第 11 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決する。

第 4 章 取締役及び代表取締役

（取締役及び代表取締役の員数）

第 12 条 当社の取締役は、6 名以内とする。

2 当社の代表取締役は、3 名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第 13 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 14 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第 15 条 取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第 16 条 当社は、取締役の過半数の同意をもって、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 5 章 監査役

（監査役の設置）

第 17 条 当社に監査役を置く。

（監査役の員数）

第 18 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 19 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議

決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第20条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第21条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

（事業年度）

第22条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当）

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

（法令の準拠）

第24条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 3

【平成 31 年 3 月 15 日開催の株式会社エースの定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 第 14 期決算承認の件

議長は、当期(自平成 30 年 1 月 1 日至平成 30 年 12 月 31 日)における事業状況を事業報告により詳細に説明、報告し、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を提出して、その承認を議場に求めたところ、満場異議なく、これを承認した。

第 2 号議案 取締役選任の件

議長は、取締役 1 名を選任したい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、下記の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

東京都葛飾区柴又七丁目 5 番 4 号

取締役 F

なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

第 3 号議案 代表取締役選定の件

議長は、代表取締役 1 名を選定したい旨を述べ、その選定方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、下記の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

東京都渋谷区代々木五丁目 7 番 12 号

代表取締役 C

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

別紙 4

【住居表示実施証明書】

証 明 願

当会社の支店変更登記申請のために必要がありますので、下記事項をご証明願います。

記

- 1 変更前 東京都中野区中野六丁目 144 番地
- 1 変更後 東京都中野区中野六丁目 14 番 4 号

上記のとおり平成 31 年 3 月 18 日住居表示に関する法律第 3 条の規定による住居表示の実施により変更があったこと。

東京都中野区江古田四丁目 3 番 7 号
株式会社エース

(中略)

東京都中野区長 殿

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 31 年 3 月 22 日

東京都中野区長 Y (印)

別紙 5

【Bの辞任届】

私は、一身上の都合により、本日をもって貴社の代表取締役を辞任いたします。

平成 31 年 3 月 21 日

東京都足立区綾瀬二丁目 6 番 12 号

代表取締役 B 

株式会社エース 御中

別紙 6

【平成 31 年 6 月 5 日開催の株式会社エースの臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、次のとおり、定款第 12 条の 2(取締役会の設置)を新設したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した(下線は変更部分)。

変更前	変更後
【新設】	(取締役会の設置) 第 12 条の 2 当会社に取締役会を設置する。

第 2 号議案 定款一部変更の件

議長は、次のとおり、定款 を変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

変更前	変更後
<input type="text"/>	<input type="text"/>

第 3 号議案 取締役選任の件

議長は、取締役 1 名を選任したい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、下記の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

東京都中央区乙町 1 番地

取締役 G

なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

第 4 号議案 定款一部変更の件

議長は、平成 31 年 6 月 11 日をもって、次のとおり、定款第 8 条(株主名簿管理人)を削除したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した(下線は変更部分)。

変更前	変更後
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役の過半数の一致により定め、これを公告する。</p>	<p>【削除】</p>

第 5 号議案 募集株式の発行及び自己株式の処分の件

議長は、次の要領により、募集株式の発行及び自己株式の処分を行いたい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

- 1 募集株式の数 株
 内訳 発行する株式 株
 処分する自己株式 1000 株
- 2 募集株式の払込金額 募集株式 1 株につき金 9000 円
- 3 払込みの期日 平成 31 年 7 月 11 日
- 4 増加する資本金及び資本準備金の額
 - (1) 増加する資本金の額 資本金等増加限度額の 3 分の 2
 - (2) 増加する資本準備金の額 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除した額
- 5 株主に対して、申込みをすることにより当社の募集株式の割当てを受ける権利を与え、株主の持株 10 株当たり募集株式 5 株の割合でこれを割り当てるものとする。
- 6 募集株式の引受けの申込みの期日 平成 31 年 6 月 17 日

別紙 7

【平成 31 年 6 月 5 日開催の株式会社エースの取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

議長は、下記の者を当会社の代表取締役に選定したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なく賛成し、可決確定した。

東京都世田谷区北沢三丁目 3 番 1 号

代表取締役 A

東京都渋谷区代々木五丁目 7 番 12 号

代表取締役 C

なお、被選定者は、いずれも席上就任を承諾した。

第 2 号議案 株主名簿管理人廃止の件

議長は、諸般の事情により、平成 31 年 6 月 11 日をもって、株主名簿管理人を廃止するため、同日をもって株主名簿管理人東邦信託株式会社との委託契約を解除したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

第 3 号議案 資本金の額の減少の件

議長は、本日開催された株主総会において決議された募集株式の発行及び自己株式の処分の効力が発生すると同時に、平成 31 年 7 月 11 日、資本金の額を金 200 万円減少したい旨を述べ、資本金の額の減少の必要性を説明し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

別紙 8

【平成 31 年 7 月 18 日開催の株式会社エースの臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、次のとおり定款を変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した(下線は変更部分)。

変更前	変更後
【新設】	(会計参与の設置) 第 21 条の 2 当社は、 <u>会計参与を置くことができる。</u>

第 2 号議案 会計参与選任の件

議長は、会計参与 1 名を選任したい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり一同これを承認したので、下記の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

会計参与 税理士 H

(書類等備置場所) 東京都渋谷区神楽坂三丁目 12 番 12 号

別紙 9

【司法書士法務路子の聴取記録(平成 31 年 3 月 22 日)】

- 1 別紙 1 は、平成 31 年 3 月 22 日現在における株式会社エースの登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙 2 は、平成 31 年 3 月 15 日現在における株式会社エースの定款である。
- 3 別紙 1 に記載された株式会社エースの取締役及び監査役は、いずれも、別紙 1 に記載された就任の日に選任又は選定され、即時就任を承諾した者である。
また、代表取締役 A 及び同 B は、いずれも平成 30 年 3 月 11 日開催の株主総会の決議により定められた者である。
- 4 株式会社エースの平成 31 年 3 月 15 日に開催された定時株主総会には、株主及び出席すべき役員の全てが出席し、また、代表取締役 A が議長となった。その議事の概要は別紙 3 に記載されているとおりである。また、別紙 3 の株主総会議事録には、出席した議長及び役員の全員につき市区町村に登録された印鑑が押されている。
- 5 株式会社エースの平成 31 年 3 月 15 日に開催された定時株主総会において取締役に選任された F は、刑法第 201 条の殺人予備罪により、懲役 6 か月の実刑判決を受け、当該判決が確定した後、平成 30 年 10 月 25 日に刑の執行を終えた者である。
- 6 別紙 5 の辞任届は平成 31 年 3 月 21 日に受領権限のある者により受領された。なお、B は登記所に印鑑を提出していない。

別紙 10

【司法書士法務路子の聴取記録(平成 31 年 7 月 20 日)】

- 1 株式会社エースの平成 31 年 6 月 5 日に開催された臨時株主総会には、株主及び出席すべき役員の全てが出席し、また、代表取締役 A が議長となった。その議事の概要は別紙 6 に記載されているとおりである。また、別紙 6 の株主総会議事録には、出席した議長及び役員の全員につき市区町村に登録された印鑑が押されている。なお、株主は、株式会社エースを除いて 5 名であるところ、その全員が 10 株単位で株式会社エースの株式を保有しており、第 5 号議案中募集株式の数及び発行する新株の数については、適切な数が記載されているものとする。
- 2 株式会社エースの平成 31 年 6 月 5 日に開催された臨時株主総会において取締役を選任された G は、刑法第 204 条の傷害罪により、懲役 1 年、執行猶予 2 年の判決を受け、平成 30 年 12 月 22 日に当該判決が確定した者である。
- 3 株式会社エースの平成 31 年 6 月 5 日に開催された取締役会には、出席すべき役員の全てが出席し、議事の概要は別紙 7 に記載されているとおりである。また、別紙 7 の取締役会の議事録には、出席した役員の全員につき市区町村に登録された印鑑が押されている。
- 4 平成 31 年 6 月 5 日の時点で、株式会社エースが保有する自己株式は 1000 株であり、別紙 6 の第 5 号議案以外にその数の増減をもたらすような決議等はなされていない。なお、自己株式の帳簿価額は 1 株当たり 9000 円である。
- 5 平成 31 年 6 月 5 日、会社法第 202 条第 4 項及び同法第 203 条第 1 項の規定に基づいて、株主に対し、同日開催の株主総会で定められた募集事項、その他会社法第 202 条第 4 項及び同法第 203 条第 1 項に規定されている事項が通知された。
- 6 平成 31 年 6 月 7 日、同年 7 月 10 日までを異議申述の期間として、会社法第 449 条第 2 項各号に掲げられた事項につき官報による公告と知れている債権者に対する各別の催告がされたところ、期間内に異議を述べた債権者が 1 名存在した。しかし、債権額、弁済期、担保等を考慮して、当該債権者を害するおそれがなかったことから、弁済等はなされなかった。
- 7 平成 31 年 6 月 11 日、株式会社エースは、東邦信託株式会社に対して同社と株式会社エースとの間の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務の委託契約の解除を申込み、東邦信託株式会社がこれを了承し、当該委託契約が解除された。
- 8 平成 31 年 6 月 17 日までに割当てを受ける権利を有する株主全員から割当てを受ける

権利を与えられた募集株式の全部について引き受ける旨の申込みが適法になされ、同日、株式引受人全員が、引き受けた募集株式の払込金全額を払い込んだ。

9 平成 31 年 6 月 5 日募集株式の発行について決定された事項に関して、株主全員の同意を要するものがある場合には、その同意はあらかじめ得られているものとする。

10 株式会社エースの平成 31 年 7 月 18 日に開催された臨時株主総会には、株主及び出席すべき役員の前が出席し、また、代表取締役 A が議長となった。その議事の概要は別紙 8 に記載されているとおりである。また、同日、会計参与に選任された税理士 H は就任を承諾した。

【MEMO】

第1問【解答例】

第1欄(1点)

【定款変更を要する事項】

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定

【理由】

取締役の会社に対する責任の免除の決定は、取締役会設置会社以外の会社では取締役の過半数の同意、取締役会設置会社では取締役会の決議によることになる。

本問の場合、取締役の過半数の同意をもって取締役等の会社に対する責任の免除を決定する旨を定めているところ、取締役会設置会社に移行することから、取締役会の決議をもって取締役の会社に対する責任の免除を決定する旨に変更する必要がある。

第2欄(12点)

【登記の事由】

取締役及び代表取締役の変更

住居表示の実施による支店の変更

住居表示の実施による支配人を置いた営業所の変更

【登記すべき事項】

平成31年3月15日取締役F就任

平成31年3月15日下記の者就任

東京都渋谷区代々木五丁目7番12号

代表取締役 C

平成31年3月18日住居表示の実施による東京都中野区中野六丁目144番地の支店の変更

支店 東京都中野区中野六丁目14番4号

平成31年3月18日住居表示の実施による東京都中野区中野六丁目144番地の支配人Eを置いた営業所の変更

支配人Eを置いた営業所

東京都中野区中野六丁目14番4号

【登録免許税額】

金 1 万円

【内訳】

取締役及び代表取締役の変更分 金 1 万円

住居表示の実施による支店及び支配人を置いた営業所の変更については、登録免許税法第 5 条第 4 号により非課税

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録 1 通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1 通

取締役の就任承諾を証する書面

株主総会議事録の記載を援用する

印鑑証明書 5 通

住居表示実施証明書 1 通

委任状 1 通

第 3 欄 (19 点)

【登記の事由】

株主名簿管理人の廃止

募集株式の発行

資本金の額の減少

取締役及び代表取締役の変更

取締役会設置会社の定め設定

【登記すべき事項】

平成 31 年 6 月 1 日株主名簿管理人東邦信託株式会社を廃止

平成 31 年 7 月 1 日変更

発行済株式の総数 9000 株

資本金の額 金 7200 万円

平成 31 年 7 月 1 日変更

資本金の額 金 7000 万円

平成 31 年 6 月 5 日代表取締役 B 退任

平成 31 年 6 月 5 日取締役 G 就任

平成 31 年 6 月 5 日取締役会設置会社の定め設定

【登録免許税額】

金15万4000円

【内訳】

取締役会設置会社の定め設定分 金3万円

取締役及び代表取締役の変更分 金1万円

株主名簿管理人の廃止分及び資本金の額の減少分（登記事項変更分） 金3万円

募集株式の発行分（資本金の額の増加分） 金8万4000円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録 1通

募集事項等の通知の期間短縮に関する総株主の同意書 1通（又は5通）

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 2通

取締役会議事録 1通

取締役の就任承諾を証する書面

株主総会議事録の記載を援用する

本人確認証明書 1通

代表取締役の就任承諾を証する書面

取締役会議事録の記載を援用する

募集株式の引受けの申込みを証する書面 5通

払込みがあったことを証する書面 1通

資本金の額の計上に関する証明書 1通

公告及び催告をしたことを証する書面 2通

異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面 1通（又は2通）

委任状 1通

第4欄(3点)

【登記をすることができない事項】

1. 代表取締役Bの辞任登記
2. 会計参与設置会社の定めの設定及び会計参与Hの就任の登記

【理由】

1. 取締役会を設置していない会社において株主総会の決議により定められた代表取締役は、取締役である地位と代表取締役である地位とが一体となって定められた者であるから、代表取締役である地位のみを辞任するためには株主総会の承認決議が必要であり、辞任の意思表示のみにより辞任することはできない。

したがって、本問の場合、代表取締役Bの辞任の効力は生じておらず、その辞任登記を申請することはできない。

2. 本問のように、「会計参与を置くことができる。」旨の定款の定めは、会計参与の設置の有無が不明となり、また、定款で定めるべき機関設計を他の機関による決定に委任することになる内容であるため、無効である。したがって、会計参与設置会社の定めの設定の登記を申請することはできず、さらに、当該定めを根拠として会計参与を選任することはできないので、会計参与Hの選任決議も無効であり、その就任登記を申請することもできない。

事実関係のまとめ

当事者，決議機関及び日付等		事実又は決議事項
31年3月15日	定時株主総会 (別紙3) (別紙9の4, 5)	<p>1. 取締役Fの選任決議がなされた。</p> <p>→ 刑法上の罪を犯し、禁固以上の刑に処せられた者の場合、その執行を終えた時点で、会社法331条1項4号の欠格事由に該当しなくなる。同項3号の欠格事由の場合と異なり、刑の執行を終えてから2年の経過を待つ必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会を設置しない会社では、取締役の各自代表が原則であるから、取締役に就任する段階で実在人保証のための印鑑証明書の添付が要求される。 <p>2. 代表取締役Cの選定決議がなされた。</p> <p>→ 取締役会を設置しない会社では、各取締役がそれぞれ会社を代表するのが原則であるが、株主総会の決議により、取締役の中から代表取締役を定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会を設置しない会社において、株主総会の決議により定められた代表取締役は、取締役である地位と代表取締役である地位とが一体となって定められた者であることから、取締役としての就任を承諾すれば、別途代表取締役としての就任の承諾は不要である。 ・ 取締役会を設置しない会社であっても、代表取締役を置く場合は、代表者交替の真正担保のための印鑑証明書は代表取締役の選定に関する書面につき要求される。
31年3月18日	株式会社エース (別紙1, 4)	<p>住居表示の実施がなされ、支店の表示に変更が生じた。</p> <p>→ 当該支店には支配人が置かれており、支配人を置いた営業所の表示にも変更が生じることになる。</p>
31年3月21日	代表取締役B (別紙5) (別紙9の3, 6)	<p><u>代表取締役Bが代表取締役の地位のみを辞任した。</u></p> <p>→ 取締役会を設置しない会社において、株主総会の決議により定められた代表取締役は、取締役である地位と代表取締役である地位とが一体となって定められた者であることから、代表取締役である地位のみを辞任するためには、株主総会の承認決議が必要であり、辞任の意思表示のみにより辞任することはできない。問4・第4欄</p>

31年3月22日	株式会社エース 司法書士法務路子	登記の申請を依頼した。 管轄登記所に対して登記を申請した。問2・第2欄
31年6月5日	臨時株主総会 (別紙6) (別紙10の1,2)	<p>1. 取締役会設置会社の定めを設定する定款変更の決議がされた。</p> <p>2. 取締役の会社に対する責任の免除に関する規定を変更する定款変更の決議がされた。問1・第1欄 →取締役の過半数の同意をもって取締役の責任の免除を決定する旨を定めているところ、取締役会設置会社に移行することから、取締役会の決議をもって取締役の会社に対する責任の免除を決定する旨に変更する必要がある。</p> <p>3. 取締役Gの選任決議がなされた。 →・刑法上の罪を犯し、禁錮刑以上の執行猶予付きの判決を受けた者の場合、会社法331条1項3号の欠格事由と異なり、執行猶予期間中は同項4号の欠格事由には該当しない。 ・取締役会設置会社の取締役として選任されているので、実在人保証のための印鑑証明書の添付は要求されない。</p> <p>4. 31年6月11日をもって、株主名簿管理人を置く旨の定めを削除する定款変更の決議がなされた。</p> <p>5. 株主割当ての方法により募集株式の発行及び自己株式の処分を行う旨の決議がなされた。 →自己株式1000株を含む3000株の募集株式の発行等を行うことから、募集株式のうち自己株式を除き新たに発行する株式の数は2000株であり、その割合は、全体の3分の2である。</p>
	取締役会 (別紙7) (別紙10の3)	<p>1. 代表取締役Aと同Cの選定決議がなされた。 →・代表取締役に選定されなかったBは代表権を失うことになるので、代表取締役Bの退任登記を申請することになるが、代表取締役に選定されたAとCについては、その地位に変化がなく、何ら登記を申請する必要はない。 ・取締役会設置会社の定めの設定に伴い、代表権を失う取締役について、代表取締役の退任登記を申請する場合、新たに選定された代表取締役が就任することにより、代表取締役に選定されなかった取締役は代表権を失うことになる。代表権の喪失の日付を明らかにするため、新たに選定された代表取締役の選定に関する取締役会</p>

		<p>の議事録とその就任承諾を証する書面とを添付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>取締役会設置会社の定めの設定に伴い、代表権を失う取締役について、代表取締役の退任登記を申請する場合、申請する登記は、代表権を失う取締役についての代表取締役の退任登記であって、取締役会の決議により選定された代表取締役についての就任登記ではないので、印鑑証明書を添付する必要はない。</p> <p>2. 31年6月11日をもって、株主名簿管理人との委託契約を解除する旨の決議がなされた。</p> <p>3. 募集株式の発行及び自己株式の処分の効力発生と同時に、資本金の額を200万円減少する旨の決議がなされた。</p> <p>→資本金の額の減少は、原則として株主総会の決議によらなければならないが、株式の発行の効力発生日と資本金の額の減少の効力発生日を同日にして、当該資本金の額の減少の効力が生じる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないのであれば、取締役会の決議又は取締役の決定により資本金の額を減少することができる。</p>
	株式会社エース (別紙10の5,9)	<p>会社法202条4項の通知がなされた。</p> <p>→通知が募集株式の引受けの申込みの期日の2週間前までにされていないので、総株主の同意を得る必要がある。</p>
31年6月7日	株式会社エース (別紙10の6)	<p>平成31年7月10日までを異議申述期間として、会社法449条2項各号に掲げられた事項につき官報による公告と知れている債権者に対する各別の催告がなされた。</p> <p>→期間内に異議を述べた債権者が1名存在したが、債権額、弁済期、担保等を考慮して、当該債権者を害するおそれがなかったことから、弁済等はなされなかった。</p>
31年6月11日	株式会社エース、 東邦信託株式会社 (別紙10の7)	<p>株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務の委託契約が解除された。</p>
31年6月17日	株式会社エースの 株主 (別紙10の8)	<p>割当てを受ける権利を与えられた募集株式の全部について引き受ける旨の申込みが適法になされた。</p> <p>同日、払込みを完了した(申込証拠金)。</p>

31年7月11日	株式会社エース (別紙6) (別紙10の8)	払込期日の到来で募集株式発行の効力が発生した。 →募集株式の払込金額は1株9000円、新たに発行する株式の数は2000株であり、また、新たに発行する株式の割合は、全体の3分の2であるから、払込金額2700万円の3分の2すなわち1800万円が資本金等増加限度額であるところ、増加する資本金の額は資本金等増加限度額に3分の2を乗じて得た1200万円とされているので、募集株式の発行等の効力が生じた結果、発行済株式の総数が9000株、資本金の額が7200万円となる。
	株式会社エース (別紙7)	資本金の額の減少の効力が発生した。 →資本金の額が7000万円となる。
31年7月18日	臨時株主総会 (別紙8) (別紙10の10)	1. 「会計参与を置くことができる」旨の定めを設ける定款変更の決議がなされた。問4・第4欄 →「会計参与を置くことができる」旨の定めは、会計参与の設置の有無が不明となり、また、定款で定めるべき機関設計を他の機関による決定に委任することになる内容であるため、無効である。 2. 会計参与Hの選任決議がされた。問4・第4欄 →「会計参与を置くことができる」旨の定めが無効であるため、当該定めを根拠にする会計参与の選任決議も無効である。
31年7月20日	株式会社エース 司法書士法務路子	登記の申請を依頼した。 管轄登記所に対して登記を申請した。問3・第3欄

下線を付された部分は登記をすることができない事項であることを示す。

役員に関する事実関係のまとめ

（「——」は在任中であることを示す。）

	29. 3. 3	30. 3. 11	31. 3. 15 定時総会	31. 3. 22 申請①	31. 6. 5	31. 7. 20 申請②
取締役						
A		就任	——	——	——	——
B		就任	——	——	——	——
C		就任	——	——	——	——
D		就任	——	——	——	——
F			就任①	——	——	——
G					就任②	——
代表取締役						
A		就任	——	——	——	——
B		就任	——	——	退任②※	——
C			就任①	——	——	——
監査役						
Z	就任	——	——	——	——	——

※ 取締役会設置会社に移行後、取締役会で選定されなかったため、代表権の喪失によって退任した。

本問における添付書類の種類と通数のまとめ

1. 平成 31 年 3 月 22 日に申請した登記

	通数		本店所在地 における登 記の申請分
	論点 1	論点 2	
	取締役及び代表取締役の 変更	住居表示の実施による支店 の変更，住居表示の実施に よる支配人を置いた営業所 の変更	
株主総会議事録	1		1
株主リスト	1		1
取締役の就任承諾を 証する書面	株主総会議事録の記載を 援用する		株主総会議 事録の記載 を援用する
印鑑証明書	5		5
住居表示実施証明書		1	1
委任状	1	1	1

2. 平成31年7月20日に申請した登記

	通数					本店所在地 における登 記の申請分
	論点3		論点4	論点5	論点6	
	取締役会 設置会社 の定め設 定	取締役及 び代表取 締役の変 更	株主名簿 管理人の 廃止	募集株 式の発 行	資本金 の額の 減少	
株主総会議事録	1	1	1	1		1
株主リスト	1	1	1	2		2
取締役会議事録		1	(1)		1	1
取締役の就任承諾 を証する書面		株主総会 議事録の 記載を援 用する				株主総会 議事録の記載 を援用する
本人確認証明書		1				1
代表取締役の就任 承諾を証する書面		取締役会 議事録の 記載を援 用する				取締役会 議事録の記載 を援用する
引受けの申込みを 証する書面				5		5
払込みがあったこ とを証する書面				1		1
募集事項等の通知 の期間短縮に関す る総株主の同意書				5(1)		5(又は1)
資本金の額の計上 に関する証明書				1		1
公告及び催告を証 する書面					2	2
異議を述べた債権 者を害するおそれ がないことを証す る書面					1(2)	1(又は2)
委任状	1	1	1	1	1	1

本問における登録免許税のまとめ

論 点	事 項	課税標準	税 率	各論点の税額	本問にお ける税額
論点 1 (取締役及び代表取締役の変更)	役員変更 ※ 1	申請件数	1 件につき 3 万円(資本金の額が 1 億円以下の会社については 1 万円)	金 1 万円	金 1 万円
論点 2 (住居表示の実施による支店の変更, 住居表示の実施による支配人を置いた営業所の変更)	非課税※ 2				
論点 3 (取締役会設置会社の定め設定)	取締役会に関する事項変更 ※ 3	申請件数	1 件につき 3 万円	金 3 万円	金 15 万 4000 円
(取締役及び代表取締役の変更)	役員変更 ※ 1	申請件数	1 件につき 3 万円(資本金の額が 1 億円以下の会社については 1 万円)	金 1 万円	
論点 4 (株主名簿管理人の廃止)	登記事項 変更分 ※ 4	申請件数	1 件につき 3 万円	金 3 万円	
論点 6 (資本金の額の減少)					
論点 5 (募集株式の発行)	資本増加 分 ※ 5	増加した 資本金の 額	1000 分の 7(これにより計算した税額が 3 万円に満たないときは, 申請件数 1 件につき 3 万円)	金 8 万 4000 円	

※ 1 登免法別表 1. 24. (1)カ

※ 2 登免法 5 条 4 号

※ 3 登免法別表 1. 24. (1)ワ

※ 4 登免法別表 1. 24. (1)ツ

※ 5 登免法別表 1. 24. (1)ニ

論点一覧

<p>論点 1</p>	<p>取締役会を設置しない会社における取締役、代表取締役の就任と代表取締役の地位のみの辞任の可否</p> <p>(1) 取締役の欠格事由の該当性</p> <p>(2) 取締役会を設置しない会社における取締役の就任</p> <p>(3) 取締役会を設置しない会社における代表取締役の就任</p> <p>(4) 代表取締役の地位のみを辞任することの可否</p> <p>P. 35～</p>
<p>論点 2</p>	<p>住居表示の実施による支店及び支配人を置いた営業所の変更</p> <p>P. 39～</p>
<p>論点 3</p>	<p>取締役会設置会社への移行</p> <p>(1) 取締役会設置会社の定めの設定</p> <p>(2) 代表取締役の選定とそれに伴う退任</p> <p>(3) 取締役会議事録、就任承諾書、印鑑証明書の添付の要否</p> <p>(4) 取締役会設置会社への移行に伴い変更しなければならない規定</p> <p>(5) 取締役の欠格事由の該当性</p> <p>P. 41～</p>
<p>論点 4</p>	<p>株主名簿管理人の廃止</p> <p>P. 46～</p>
<p>論点 5</p>	<p>株主割当ての方法による募集株式の発行等</p> <p>(1) 募集事項等の決定機関</p> <p>(2) 募集事項等の通知の期間短縮に関する総株主の同意</p> <p>(3) 自己株式の処分を含む募集株式の発行等</p> <p>P. 48～</p>
<p>論点 6</p>	<p>取締役会の決議による資本金の額の減少</p> <p>P. 51～</p>
<p>論点 7</p>	<p>「会計参与を置くことができる」旨の定款の定め有効性</p> <p>P. 54～</p>

論点 1 取締役会を設置しない会社における取締役、代表取締役の就任と代表取締役の地位のみの辞任の可否

- (1) 取締役の欠格事由の該当性
- (2) 取締役会を設置しない会社における取締役の就任
- (3) 取締役会を設置しない会社における代表取締役の就任
- (4) 代表取締役の地位のみを辞任することの可否

1. 事例分析及び申請すべき登記又は申請すべき登記の有無

(1) 取締役の欠格事由の該当性

会社法 331 条 1 項 3 号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）は取締役の欠格事由に該当する（会社法 331 条 1 項 4 号）。一般犯罪を犯し、重い刑に処せられた者は、取締役にふさわしくないとして取締役の欠格事由に当たるとされたものである。この会社法 331 条 1 項 4 号の欠格事由の場合、同項 3 号の欠格事由（会社法もしくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法等に規定する一定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者）の場合と異なり、罰金刑や科料刑に処された者、執行猶予を付された者は除かれ、また、執行を終えた又はその執行を受けることがなくなった時点で、取締役の欠格事由には該当しなくなり、2 年の経過を待つ必要はない。

本問の場合、平成 31 年 3 月 15 日開催の株主総会で取締役に選任された F は、刑法 201 条の殺人予備罪により、懲役 6 か月の実刑判決を受け、当該判決が確定した後、平成 30 年 10 月 25 日に刑の執行を終えており、上述のように、会社法 331 条 1 項 4 号の欠格事由の場合、同項 3 号の欠格事由の場合と異なり、執行を終えた時点で、取締役の欠格事由には該当せず、2 年の経過を待つ必要はないので、取締役の欠格事由には該当せず、取締役 F の選任決議に問題はない。したがって、平成 31 年 3 月 15 日付で、取締役 F の就任登記を申請することになる。

(2) 取締役会を設置しない会社における取締役の就任

取締役会を設置しない会社における取締役は、業務を執行する権限を有する会社の機関であり、取締役の資格、法定任期及び選任方法等については、取締役会設置会社の取締役のそれと同様であるが、員数については、定款に定めがない限り、1 名置かれていれば足りる（会社法 326 条 1 項）。

そして、取締役会を設置しない会社の取締役の就任登記を申請する場合、取締役会設置会社の取締役の就任登記を申請する場合と異なり、取締役の就任承諾を証する書面の印鑑につき、再任の場合を除いて、市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない

（商登規 61 条 4 項後段）。つまり、取締役会を設置しない会社の場合、取締役の各自代表を原則とするため（会社法 349 条 1 項本文，2 項），取締役に就任する段階で実在人保証が要求されている。なお、取締役会を設置しない会社である限り，たとえ株主総会の決議により代表取締役が選定されていても，取締役の就任承諾を証する書面の印鑑につき，印鑑証明書の添付が必要となる。

本問の場合，上述のように，取締役 F の就任登記を申請するが，申請会社は，この時点では取締役会を設置しない会社であるから，その就任承諾を証する書面（平成 31 年 3 月 15 日付の株主総会の議事録）の印鑑につき，F の印鑑証明書を添付することになる。

③ 取締役会を設置しない会社における代表取締役の就任

① 取締役会を設置しない会社における代表取締役

取締役会を設置しない会社では，上述のように，取締役の各自代表を原則とするが，定款，定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議により，取締役の中から代表取締役を定めることができる（会社法 349 条 3 項）。

本問の場合，平成 31 年 3 月 15 日開催の株主総会で代表取締役 C の選定決議がなされており，当該決議に基づき代表取締役 C の就任登記を申請することになる。

② 代表取締役としての就任承諾の要否

上述のように，取締役会を設置しない会社であっても，定款，定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議により，取締役の中から代表取締役を定めることができるが，このうち，定款又は株主総会の決議により選定された代表取締役については，取締役としての就任を承諾すれば，別途，代表取締役としての就任承諾を得る必要はない。会社法 349 条が旧有限会社法 27 条と類似の規定となっていることから，旧有限会社法の解釈と同様に，この場合，取締役と代表取締役の地位は一体化しており，代表取締役として選定された者は，会社の一方的な意思表示により会社を代表すべき者と決定され，すなわち取締役会を設置しない会社の本来的な形態である代表権を有する取締役として選任され，他の取締役にについては，代表権を剥奪された取締役として選任されたものと解されるからである。これに対して，定款の定めに基づく取締役の互選により選定された代表取締役については，取締役としての就任承諾の他に，別途，代表取締役としての就任承諾を得なければならない。旧有限会社法の解釈と同様に，この場合，取締役と代表取締役の地位は分化しており，定款上代表権のない取締役として選任された後，取締役の互選で会社を代表すべき取締役として選定されたものと解されるからである。

本問の場合，上述のように，代表取締役の就任登記を申請するが，代表取締役 C は株主総会の決議により選定されており，上述前者の事例であるから，別途代表取締役としての就任承諾を得る必要はなく，よって，その就任承諾を証する書面を添付する必要はない。

③ 代表取締役の選定を証する書面に係る印鑑証明書の添付

代表取締役の就任登記を申請する場合，代表者交替の真正を担保するため，原則とし

て、代表取締役の選定を証する書面に係る印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならず（商登規 61 条 6 項柱書本文）、このことは、取締役会を設置しない会社であっても同様である。そこで、定款又は株主総会の決議により代表取締役を定めた場合は、議長及び出席した取締役が株主総会の議事録に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書を（商登規 61 条 6 項 1 号）、定款の定めに基づき取締役の互選により代表取締役を定めた場合は、取締役がその互選を証する書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書を（同項 2 号）、それぞれ添付する。なお、上述の書面に押印した印鑑が、変更前の代表取締役が登記所に提出している印鑑であるときは、その押印により真正は担保されるので、他の者の印鑑証明書を添付する必要はない（商登規 61 条 6 項柱書ただし書）。

本問の場合、上述のように、代表取締役 C は株主総会の決議により選定されており、上述前者の事例であるところ、当該株主総会の議事録には、出席した議長及び役員全員の個人の実印による押印がなされているので、議長である代表取締役 A と出席した他の取締役（B、C、D 及び F）の印鑑証明書 5 通を添付する。

(4) 代表取締役の地位のみを辞任することの可否

取締役会を設置しない会社において、定款又は株主総会の決議により定められた代表取締役は、上述のように、取締役である地位と代表取締役である地位とが一体となって定められた者であることから、代表取締役である地位のみを辞任するためには、定款の変更又は株主総会の承認決議が必要であり、辞任の意思表示のみにより辞任することはできない（登研 432P. 130, 597P. 126, 646P. 120 参照）。

本問の場合、代表取締役 B が代表取締役の地位のみを辞任する意思表示をしているが、代表取締役 B は株主総会の決議により定められた者であり、また、辞任についての株主総会の承認決議がなされた事実もないので、その辞任の意思表示のみに基づき代表取締役 B の辞任登記を申請することはできない。

2. 登記手続

(1) 登記の事由

「取締役及び代表取締役の変更」である。

(2) 登記すべき事項

取締役の就任登記については、就任した取締役の氏名、就任の旨及びその年月日であり、代表取締役の就任登記については、就任した代表取締役の住所、氏名、就任の旨及びその年月日である。

(3) 登録免許税

取締役及び代表取締役の変更登記の登録免許税は、申請件数 1 件につき、資本金の額が 1 億円を超える会社の場合は 3 万円、1 億円以下の会社の場合は 1 万円である（登免法別

表 1.24. (1)カ)。

本問の場合、申請会社の資本金の額は1億円以下であるから、1万円である。

(4) 添付書面及び通数

① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）

取締役Fの選任決議及び代表取締役Cの選定決議がなされたことを証するため、その決議に係る平成31年3月15日付の株主総会の議事録を添付する。

② 株主リスト（商登規 61 条 3 項）

①の選任決議及び選定決議に関し、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面を添付する。

③ 取締役の就任承諾を証する書面（商登法 54 条 1 項）

取締役Fの選任決議に係る平成31年3月15日付の株主総会の議事録には、取締役Fが席上就任を承諾した旨の記載があるので、当該議事録の記載を援用する。

④ 印鑑証明書（商登規 61 条 4 項後段、6 項 1 号）

本問の場合、上述のように、実在人保証のためのFの印鑑証明書1通と代表者交替の真正担保のためのA、B、C、D及びFの印鑑証明書5通とを添付するが、Fの印鑑証明書については、商業登記規則61条4項後段の印鑑証明書と同条6項1号の印鑑証明書とを兼ねるので、添付する印鑑証明書は5通である。

⑤ 委任状（商登法 18 条）

※ 本人確認証明書の添付は不要

取締役の就任（再任を除く。）による変更の登記を申請する場合、原則としてその就任承諾を証する書面に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所の記載された公的な書面（本人確認証明書）の添付を要する（商登規 61 条 7 項本文）。ただし、商登規 61 条 4 項から 6 項までの規定によって当該取締役の印鑑証明書が添付される場合は、本人確認証明書の添付を要しない（商登規 61 条 7 項ただし書）。本問では、取締役Fの就任承諾書について本人確認証明書の添付が問題になるが、商登規 61 条 4 項後段及び同条 6 項 1 号の規定によるFの印鑑証明書が添付されるため、本人確認証明書の添付を要しない。

論点2 住居表示の実施による支店及び支配人を置いた営業所の変更

1. 事例分析及び申請すべき登記

(1) 住居表示の実施により支店の表示に変更が生じた場合の登記申請の要否

行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があった場合は、その変更による登記があったものとみなされる（商登法 26 条）。これらの場合、変更の事実は登記官にも明らかであるため、登記官は登記簿にその変更があったことを記録することができ（商登規 42 条 1 項）、変更登記を申請する必要はない。これに対して、住居表示の実施により本店又は支店の表示に変更が生じた場合、登記官は、住居表示の実施により本店又は支店の表示としてどのような住居番号が付されたのかを知ることはできないため、会社が本店又は支店の表示の変更登記を申請しなければならない。

本問の場合、平成 31 年 3 月 18 日に住居表示の実施がなされ、東京都中野区中野の支店の表示に変更が生じたことから、同日付で住居表示の実施による支店の変更登記を申請することになる。

(2) 住居表示の実施による支店及び支配人を置いた営業所の変更登記の同時申請

住居表示の実施により支配人を置いた本店又は支店の表示に変更が生じた場合、本店又は支店の表示だけでなく、支配人を置いた営業所の表示についても変更が生じるので、住居表示の実施による本店又は支店の変更登記とともに、住居表示の実施による支配人を置いた営業所の変更登記も申請することになるが、本店又は支店の表示と支配人を置いた営業所の表示とに食違いが生じないようにするため、これらの登記の申請は同時にしなければならない（商登規 58 条）。

本問の場合、住居表示の実施によりその表示に変更が生じた東京都中野区中野の支店には支配人が置かれているので、平成 31 年 3 月 18 日付で、住居表示の実施による支店の変更登記と同時に、住居表示の実施による支配人を置いた営業所の変更登記も申請しなければならない。

2. 登記手続

(1) 登記の事由

「住居表示の実施による支店の変更、住居表示の実施による支配人を置いた営業所の変更」である。

(2) 登記すべき事項

住居表示の実施による支店の変更登記については、住居表示の実施により支店の表示に変更が生じた旨、その年月日及び変更後の支店の所在場所である。

また、住居表示の実施による支配人を置いた営業所の変更登記については、住居表示の

実施により支配人を置いた営業所の表示に変更が生じた旨，その年月日及び変更後の支配人を置いた営業所の所在場所である。

(3) 登録免許税

住居表示の実施による変更登記は，後述する財務省令（登免規1条1号）で定める書類を添付すれば，非課税である（登免法5条4号）。この場合，解答例にあるように，非課税の根拠条項を記載する。

(4) 添付書面及び通数

以下の書面は，住居表示の実施による支店の変更登記の添付書面であるとともに，当該登記と同時に申請する住居表示の実施による支配人を置いた営業所の変更登記の添付書面でもある。

① 住居表示実施証明書（登免規1条1号）

住居表示の実施による本店又は支店の表示の変更登記の添付書面は，委任状のみであるが，登録免許税法5条4号による非課税の取扱いを受けるためには，住居表示実施証明書を添付しなければならない。

本問の場合，別紙4の住居表示実施証明書を添付する。

② 委任状（商登法18条）

論点3 取締役会設置会社への移行

- (1) 取締役会設置会社の定めの設定
 - (2) 代表取締役の選定とそれに伴う退任
 - (3) 取締役会議事録、就任承諾書、印鑑証明書の添付の要否
 - (4) 取締役会設置会社への移行に伴い変更しなければならない規定
 - (5) 取締役の欠格事由の該当性
-

1. 事例分析及び申請すべき登記

(1) 取締役会設置会社の定めの設定

株式会社は、定款の定めにより、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は監査等委員会若しくは指名委員会等を置くことができ（会社法 326 条 2 項）、公開会社や大会社等について一定の機関の設置義務等がある場合（会社法 327 条、328 条等）を除き、機関の設置は定款自治に委ねられている。そこで、取締役会を設置していない会社は、取締役会設置会社の定めを設定する定款変更をすることにより、取締役会を設置することができる。

本問の場合、申請会社は取締役会を設置しない会社であったところ、平成 31 年 6 月 5 日開催の株主総会で、取締役会設置会社の定めを設定する旨の定款変更の決議がなされている。

(2) 代表取締役の選定とそれに伴う退任

取締役会を設置しない会社が取締役会を設置した場合、取締役会の決議により代表取締役を選定しなければならず（会社法 362 条 2 項 3 号、3 項）、取締役会で代表取締役に選定された取締役以外の代表権を有していた取締役は代表権を有しないことになる。つまり、取締役会を設置する前、取締役各自が代表権を有していた場合は、取締役会で代表取締役に選定された取締役以外の取締役は全て代表権を失い、取締役の中から代表取締役が定められていたところ、当該代表取締役以外の取締役が取締役会で代表取締役に選定された場合は、従前の代表取締役は代表権を失う。そこで、取締役会を設置しない会社が取締役会設置会社の定めを設定した場合、取締役会設置会社の定め設定の登記と代表権を失う取締役について、代表取締役の退任登記を申請することになる（会社法の施行に伴う商業登記記録例 P. 70）。そして、代表取締役の退任登記は、代表取締役以外の取締役が代表権を失う登記であるから、その退任日付は、新たな代表取締役が選定され、就任を承諾した日である。

なお、取締役会を設置する前、取締役の中から代表取締役が定められていたところ、取締役会設置会社の定めの設定に伴い、取締役会で当該代表取締役が再度代表取締役に選定された場合、当該代表取締役については、その地位に変化がないので、何ら登記を申請する必要はない。

本問の場合、上述のように、申請会社は取締役会を設置していなかったが、平成 31 年 6 月 5 日開催の株主総会で、取締役会設置会社の定めを設定する旨の定款変更の決議がなされたことから、同日開催の取締役会で、代表取締役 A 及び同 C の選定決議がなされ、いずれの者も即時就任を承諾しており、これにより、取締役会を設置する前に株主総会の決議により代表取締役に定められていた B は代表権を失うので、同日付で、取締役会設置会社の定め設定の登記と代表取締役 B の退任登記を申請することになる。なお、代表取締役に選定された A 及び C については、その地位に変化がなく、何ら登記を申請する必要はない。

(3) 取締役会議事録、代表取締役の就任承諾を証する書面、印鑑証明書の添付の要否

取締役会設置会社の定めの設定に伴い、代表権を失う代表取締役について、その退任登記を申請する場合、新たに選定された代表取締役が就任することにより、代表取締役に選定されなかった代表取締役は代表権を失うことから、退任（代表権の喪失）の日付を明らかにするため、申請書には、新たに選定された代表取締役の選定を証する取締役会議事録とその就任承諾を証する書面とを添付しなければならない。

一方、取締役会設置会社において、新たに代表取締役を選定した場合の代表取締役の就任登記については、商登規 61 条 5 項、6 項 3 号の規定により、原則として印鑑証明書を添付しなければならないが、取締役会設置会社の定めの設定に伴い、代表権を失う代表取締役についての退任登記を申請する場合に申請する登記は、代表権を失う代表取締役の退任登記であって、取締役会の決議により選定された代表取締役の就任登記ではないので、印鑑証明書を添付する必要はないと解されている。

本問の場合、上述のように、平成 31 年 6 月 5 日開催の取締役会で代表取締役に選定されなかった代表取締役 B の退任登記を申請するので、その申請書には、代表取締役 A 及び同 C の選定を証する同日付の取締役会議事録とその就任承諾を証する書面を添付しなければならないが、商業登記規則 61 条 5 項、6 項 3 号の印鑑証明書を添付する必要はない。

(4) 取締役会設置会社への移行に伴い変更しなければならない規定

① 株式の譲渡制限に関する規定

株式の譲渡制限に関する規定を設定する場合、株式の譲渡を承認する機関については、取締役会設置会社であれば取締役会、取締役会を設置しない会社であれば株主総会であるのが原則であるが、定款の定めにより、他の機関を承認機関とすることも可能である（会社法 139 条 1 項）。そこで、取締役会設置会社であっても、株主総会や代表取締役等を承認機関とすることができる。

本問の場合、「当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない」旨の株式の譲渡制限に関する規定を定めているところ、平成 31 年 6 月 5 日開催の株主総会で、取締役会設置会社の定めを設定する旨の定款変更の決議を行い、取締役会設置会社へ移行しているが、取締役会設置会社であっても、株主総会を承認機関とすることができるので、取締役会設置会社への移行に伴い、必ずしも、株式の譲渡

制限に関する規定の承認機関を取締役会に変更する必要はない。

② 取締役の会社に対する責任の免除に関する規定

監査役設置会社（取締役が2名以上いる会社に限る。）、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社では、会社法423条1項の役員等の責任につき、当該役員等が、職務を行う際、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、賠償の責任を負う額から会社法425条1項の規定により免除することができる額（最低責任限度額）を限度として、取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社の場合は、取締役会の決議）により、免除することができる旨を定款で定めることができる（会社法426条1項）。つまり、定款に定めれば、その規定に基づいて、取締役の過半数の同意又は取締役会の決議により、責任の一部免除をすることができるが、この責任免除の決定は、取締役会を設置しない会社であれば取締役の過半数の同意、取締役会設置会社であれば取締役会の決議による。

本間の場合、申請会社は取締役の会社に対する責任の免除に関する規定を設けているところ、上述のように、平成31年6月5日開催の株主総会で、取締役会設置会社の定めを設定する旨の定款変更の決議を行い、取締役会設置会社へ移行しており、以後、責任免除の決定は、取締役会の決議によることになるので、取締役の会社に対する責任の免除に関する規定を取締役会の決議により責任免除の決定を行う旨に変更する必要がある。そこで、取締役会設置会社の定めを設定する定款変更の決議がなされた株主総会で、併せて、取締役の会社に対する責任の免除に関する規定を変更する定款変更の決議がなされている。

(5) 取締役の欠格事由の該当性

既に述べたように、会社法331条1項4号の欠格事由の場合、執行猶予を付された者は除かれており、執行猶予期間中は同号の欠格事由に該当しない。

本間の場合、平成31年6月5日開催の株主総会で取締役Gの選任決議がなされているところ、取締役に選任されたGは、刑法204条の傷害罪により、懲役1年、執行猶予2年の判決を受け、平成30年12月22日に当該判決が確定しているが、執行猶予期間中は会社法331条1項4号の欠格事由には該当しないので、取締役Gの選任決議に問題はない。したがって、平成31年6月5日付で取締役Gの就任登記を申請することになる。

なお、取締役Gは、申請会社が取締役会設置会社に移行し、取締役会設置会社の取締役として選任された者であるから印鑑証明書を添付する必要はないが、本人確認証明書の添付を要する。

2. 登記手続

(1) 取締役会設置会社の定め設定の登記

ア 登記の事由

「取締役会設置会社の定め設定」である。

イ 登記すべき事項

取締役会設置会社の定めを設定した旨及びその年月日である。

ウ 登録免許税

取締役会に関する事項の変更として、申請件数 1 件につき、3 万円である（登免法別表 1.24.(1)ワ）。

エ 添付書面及び通数

① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）

取締役会設置会社の定めを設定する旨の定款変更の決議がなされたことを証するため、その決議に係る平成 31 年 6 月 5 日付の株主総会の議事録を添付する。

② 株主リスト（商登規 61 条 3 項）

③ 委任状（商登法 18 条）

(2) 取締役の就任及び代表取締役の退任の登記

ア 登記の事由

「取締役及び代表取締役の変更」である。

イ 登記すべき事項

取締役の就任登記については、就任した取締役の氏名、就任の旨及びその年月日であり、代表取締役の退任登記については、退任した代表取締役の氏名、退任の旨及びその年月日である。

ウ 登録免許税

取締役及び代表取締役の変更登記の登録免許税は、申請件数 1 件につき、資本金の額が 1 億円を超える会社の場合は 3 万円、1 億円以下の会社の場合は 1 万円である（登免法別表 1.24.(1)カ）。

本問の場合、申請会社の資本金の額は 1 億円以下であるから、1 万円である。

エ 添付書面及び通数

① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）

取締役 G の選任決議がなされたことを証するため、その決議に係る平成 31 年 6 月 5 日付の株主総会の議事録を添付する。

② 株主リスト（商登規 61 条 3 項）

③ 取締役会議事録（商登法 46 条 2 項、54 条 4 項）

上述のように、代表取締役 B の退任を証する書面として、代表取締役 A 及び同 C の選定を証する平成 31 年 6 月 5 日付の取締役会の議事録を添付する。

④ 取締役の就任承諾を証する書面（商登法 54 条 1 項）

取締役 G の選任決議に係る平成 31 年 6 月 5 日付の株主総会の議事録には、取締役 G が席上就任を承諾した旨の記載があるので、当該議事録の記載を援用する。

⑤ 本人確認証明書（商登規 61 条 7 項）

取締役Gの就任承諾書として援用される株主総会議事録に記載されたGの氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された本人確認証明書を添付しなければならない。

⑥ 代表取締役の就任承諾を証する書面（商登法 54 条 4 項）

上述のように、代表取締役Bの退任を証する書面として、代表取締役A及び同Cの就任承諾を証する書面を添付するが、代表取締役A及び同Cの選定決議に係る平成 31 年 6 月 5 日付の取締役会の議事録には、代表取締役A及び同Cが即時就任を承諾した旨の記載があるので、この記載を援用する。

⑦ 委任状（商登法 18 条）

論点 4**株主名簿管理人の廃止**

1. 事例分析及び申請すべき登記**(1) 株主名簿管理人の廃止**

株主名簿管理人の廃止には、株主名簿管理人の制度を採用することをやめる場合と解除等により株主名簿管理人との間の委託契約が終了し、新たな株主名簿管理人を置かない場合とがある。前者の場合は、定款を変更して、株主名簿管理人を置く旨の定めを廃止する必要があるが、後者の場合は、新たな株主名簿管理人と委託契約を締結しなければ、株主名簿管理人を置く旨の定款の定めは残ることになる。

本問の場合、申請会社は株主名簿管理人を置いていたが、株主名簿管理人の制度を採用することをやめるため、株主名簿管理人を置く旨の定款の定めを廃止し、申請会社の側から株主名簿管理人との委託契約を解除したもので、上述前者の事例である。

(2) 株主名簿管理人の廃止の手続**① 株主総会の決議**

解除等により単に株主名簿管理人との間の委託契約が終了したに過ぎないものの、定款に具体的に株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所まで定めている場合、あるいは株主名簿管理人の制度そのものを採用することをやめるため、株主名簿管理人を置く旨の定めを廃止した場合は、株主総会の特別決議による定款変更の手続を要する（会社法 309 条 2 項 11 号、466 条）。

本問の場合、株主名簿管理人の制度を採用することをやめることから、平成 31 年 6 月 5 日開催の株主総会で、同月 11 日をもって、株主名簿管理人を置く旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされている。

② 株主名簿管理人との委託契約の解除

株式会社の側から株主名簿管理人との間の委託契約を解除する場合は、取締役の過半数の一致（取締役会設置会社では、取締役会の決議）による必要がある。なお、株主名簿管理人の側から委託契約を解除する場合は、株式会社において何ら手続を要しない。

本問の場合、平成 31 年 6 月 5 日開催の取締役会で、同月 11 日をもって、株主名簿管理人東邦信託株式会社との委託契約を解除する旨の決議がなされた後、同日、東邦信託株式会社と申請会社との間の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務の委託契約が解除されている。

2. 登記手続**(1) 登記の事由**

「株主名簿管理人の廃止」である。

(2) 登記すべき事項

株主名簿管理人を廃止した旨及びその年月日である。

(3) 登録免許税

株主名簿管理人の廃止による変更登記の登録免許税は、登記事項の変更として、申請件数 1 件につき、3 万円である（登免法別表 1. 24. (1) ツ）。

(4) 添付書面及び通数

① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）

定款を変更して、株主名簿管理人を置く旨の定め又は具体的な株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所の定めを廃止した場合、当該定款変更の決議に係る株主総会の議事録を添付する。

本問の場合、株主名簿管理人を置く旨の定款の定めを廃止する決議がなされたことを証するため、その決議に係る平成 31 年 6 月 5 日付の株主総会の議事録を添付する。

② 株主リスト（商登規 61 条 3 項）

③ 取締役会議事録（商登法 46 条 2 項）

株式会社の側から株主名簿管理人との間の委託契約を解除した場合、株主名簿管理人との契約の解除を証する書面として、取締役の過半数の一致があったことを証する書面（取締役会設置会社では、取締役会の議事録）を添付する。

本問の場合、株主名簿管理人との委託契約を解除する旨の決議がなされた平成 31 年 6 月 5 日付の取締役会の議事録を添付する。

④ 委任状（商登法 18 条）

※ 事例分析(2)①の定款変更がある場合、又は同②の契約解除（及び後任の株主名簿管理人を定めないこと）がある場合、いずれの場合であっても、株主名簿管理人の廃止の登記を申請することができるかと解されている。前者の場合は上記(4)①の株主総会議事録が、後者の場合(4)③の取締役会議事録が添付書面となる。本問は、株主名簿管理人を置く旨の定めを廃止する定款変更及び株主名簿管理人との契約解除の双方が同日に生じた事例であったが、株主名簿管理人の廃止の登記に関しては、株主総会議事録を添付すれば足り、取締役会議事録の添付を要しないとも考えられる。もともと、本問においては、代表取締役の選定及び資本金の額の減少について同じ取締役会議事録を添付しなければならないので、解答に違いは出ない。

論点5 株主割当ての方法による募集株式の発行等

- (1) 募集事項等の決定機関
- (2) 募集事項等の通知の期間短縮に関する総株主の同意
- (3) 自己株式の処分を含む募集株式の発行等

1. 事例分析及び申請すべき登記

(1) 非公開会社において、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合の募集事項等の決定機関

非公開会社において、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行等を行う場合、募集事項等の決定は原則として株主総会の特別決議によらなければならない（会社法 202 条 3 項 4 号、309 条 2 項 5 号）、募集事項の決定に際しては、① 募集株式の数（種類株式発行会社では、募集株式の種類及び数）、② 募集株式の払込金額又はその算定方法、③ 金銭以外の財産を出資の目的とする場合は、その旨並びに当該財産の内容及び価額、④ 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付の期日又はその期間、⑤ 株式を発行する場合は、増加する資本金及び資本準備金に関する事項、⑥ 株主に対し、募集株式の引受けの申込みをすることにより当該株式会社の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨、⑦ 募集株式の引受けの申込みの期日について定めなければならない（会社法 199 条 1 項、202 条 1 項）。なお、募集事項等を取締役の決定（取締役会設置会社では、取締役会の決議）により定めることができる旨の定款の定めがある場合は、募集事項等の決定は取締役の決定又は取締役会の決議による（会社法 202 条 3 項 1 号、2 号）。

そして、この場合、株主（当該株式会社を除く。）は、原則としてその有する株式の数に応じた募集株式の割当てを受ける権利を有する（会社法 202 条 2 項）。つまり、自己株式については、当該株式会社は募集株式の割当てを受ける権利を有しない。

本問の場合、申請会社は非公開会社であり、株主割当ての方法により募集株式の発行を行うことから、上述の③以外の事項につき、平成 31 年 6 月 5 日開催の株主総会の決議により定めている。

(2) 募集事項等の通知の期間短縮に関する総株主の同意

募集株式の発行等を行う場合、株式会社は、募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対して、① 株式会社の商号、② 募集事項、③ 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所、④ ①から③に掲げるもののほか、法務省令（会社施行規 41 条）で定める事項を通知しなければならない（会社法 203 条 1 項）。また、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行等を行う場合は、株主に申込みをすかどうかを判断する機会を与えるため、① 募集事項、② その株主が割当てを受ける募集株式の数、③ 募集株式の引受けの申込みの期日を募集株式の引受けの申込みの期日の 2 週間前までに株主（当該株式会社を除く。）に通知しなければならない（会社法 202 条 4 項）。なお、これ

らの2つの通知については、通知事項が異なるため、観念的には2個の通知をしなければならないが、上述の通知事項の全てを記載していれば、1個の通知をもってすることも可能である。

このうち、会社法202条4項の通知については、申込みの期日の2週間前までにしなければならないが、この株主に対する通知は募集事項等が定められた後にしなければならないので、募集事項等の決定に係る株主総会の決議等の日と申込みの期日との間には少なくとも2週間の期間がなければならない。ただし、この通知は株主の募集株式の申込みをすることができるという権利あるいは利益を保護するためのものであるから、上述の2週間という期間は株主全員の同意があれば短縮することができ、募集事項等の決定に係る株主総会の決議等の日と申込みの期日との間に2週間以上の期間がない場合は、申請書に株主全員の同意書を添付して、募集株式の発行による変更登記を申請することができる（昭54.11.6民4.5692、商登法46条1項）。なお、この点は、当該株式会社が公開会社であるか非公開会社であるかにより、結論が異なるものではない。

本問の場合、平成31年6月5日開催の株主総会で、株主割当ての方法による募集株式の発行に係る募集事項等の決定をし、同日、会社法202条4項の通知がなされているが、申込みの期日は同月17日であり、募集事項等の決定に係る株主総会の決議の日及び会社法202条4項の通知がなされた日と申込みの期日との間に2週間以上の期間がないので、募集株式の発行による変更登記の申請書には募集事項等の通知の期間短縮に関する株主の同意書を添付することになる。

(3) 自己株式の処分を含む募集株式の発行等

募集株式の発行等において、自己株式の処分のみがなされた場合、株式が発行されないので、登記事項に変更は全く生じないが、株式の発行と自己株式の処分の双方がなされた場合は、株式の発行に係る部分について発行済株式の総数及び資本金の額が増加し、登記事項に変更が生じる。

本問の場合、1株9000円の発行価額で、自己株式1000株を含む3000株の募集株式の発行等を行う旨の決議がされたのに対して、申込みの期日までに株主全員から割当てを受ける権利を与えられた募集株式の全部について引き受ける旨の申込みが適法になされ、払込みの期日前に株式引受人全員より引き受けた募集株式の払込金全額の払込みがなされていることから、払い込まれた募集株式の払込金の総額は2700万円（9000円×3000株）である。そこで、募集株式のうち自己株式を除き新たに発行する株式の数は2000株であり、その割合は全体の3分の2であるから、払込金額のうち3分の2すなわち1800万円（2700万円×3分の2）が資本金等増加限度額である。そして、増加する資本金の額は資本金等増加限度額に3分の2を乗じて得た額とされているので、資本金の額の増加額は1200万円（1800万円×3分の2）である。したがって、募集株式の発行等の効力が生じた結果、発行済株式の総数が新たに発行する株式の数の分だけ増加して9000株（7000株+2000株）、資本金の額が1200万円増加して7200万円（6000万円+1200万円）となる

ので、募集株式の発行等の効力が生じる平成 31 年 7 月 11 日付で募集株式の発行による変更登記を申請する。

2. 登記手続

(1) 登記の事由

「募集株式の発行」である。

(2) 登記すべき事項

発行済株式の総数と資本金の額に変更が生じた旨、その年月日（払込みの期日）及び変更後の発行済株式の総数と資本金の額である。

(3) 登録免許税

募集株式の発行による変更登記の登録免許税は、増加した資本金の額を課税標準金額とし、その 1000 分の 7（それにより計算した額が 3 万円に満たない場合は、3 万円）である（登免法別表 1. 24. (1) 二）。

本問の場合、8 万 4000 円（1200 万円×1000 分の 7）である。

(4) 添付書面及び通数

① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）

募集事項等を決定する決議がなされたことを証するため、その決議に係る平成 31 年 6 月 5 日付の株主総会の議事録を添付する。

② 募集株式の引受けの申込みを証する書面（商登法 56 条 1 号）

具体的には、株式申込証等を添付するが、株式の申込みを取り扱った銀行又は信託会社の作成した株式申込取扱証明書を添付することもできる（昭 26. 6. 29 民甲 1389）。

③ 払込みがあったことを証する書面（商登法 56 条 2 号）

募集株式の引受人から払込金の全額が払い込まれたことを証する書面を添付する。

④ 募集事項等の通知の期間短縮に関する総株主の同意書（商登法 46 条 1 項）

⑤ 株主リスト（商登規 61 条 2 項, 3 項）

上記①の決議に関する商登規 61 条 3 項の規定による株主リスト、④の同意に関する商登規 61 条 2 項 1 号の規定による株主リストを添付する。

⑥ 資本金の額の計上に関する証明書（商登規 61 条 9 項）

⑦ 委任状（商登法 18 条）

論点 6

取締役会の決議による資本金の額の減少

1. 事例分析及び申請すべき登記

(1) 取締役会の決議

株式会社は、資本金の額を減少することができ（会社法 447 条 1 項柱書前段）、この場合、原則として、株主総会の特別決議により、①減少する資本金の額、②減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額、③資本金の額の減少がその効力を生じる日を定めなければならない（会社法 309 条 2 項 9 号、447 条 1 項柱書後段、1 号から 3 号まで）。ただし、株式の発行の効力発生日と資本金の額の減少の効力発生日を同日にして、当該資本金の額の減少の効力が生じる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないのであれば、取締役の決定（取締役会設置会社では、取締役会の決議）で、上述の事項を定め、資本金の額を減少することができる（会社法 447 条 3 項）。株式の発行と同時に当該株式の発行により増加する資本金の額の範囲内で資本金の額を減少させる場合、実質的には、株式の発行により増加する資本金の額の内訳について、その一部を配当拘束を受けないものとする（株式の発行による資本金の額の増加を減少させる）ものであり、株主の利益を害することがないからである。

本問の場合、平成 31 年 6 月 5 日開催の取締役会で、当該募集株式の発行等の効力が発生すると同時に、資本金の額を 200 万円減少する旨の決議がなされているところ、資本金の額の減少の効力が生じる日後の資本金の額が 7000 万円（6000 万円+1200 万円-200 万円）であるのに対して、当該日前の資本金の額が 6000 万円で、取締役会の決議により資本金の額の減少をする際の上述の要件は満たされており、問題はなく、資本金の額の減少の決議は適法に成立している。

(2) 債権者保護手続

資本金の額を減少する場合、株式会社の債権者は、その株式会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる（会社法 449 条 1 項柱書本文）。そこで、資本金の額の減少をする際、株式会社は、①資本金の額の減少の内容、②株式会社の計算書類に関する事項として法務省令（会社計算規 152 条）で定めるもの、③債権者が 1 か月を下らない一定の期間内に異議を述べる旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない（会社法 449 条 2 項）。なお、株式会社が、上述の公告を官報のほか、定款に定められた公告をする方法である時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりする場合は、各別の催告をする必要はない（会社法 449 条 3 項）。また、この債権者保護手続は、資本金の額の減少の決議より先に開始することも可能であり、この場合、資本金の額の減少の決議により直ちにその効力を生じさせることができるものと解されている。

そして、債権者が所定の期間内に異議を述べなければ、当該債権者は、資本金の額の減

少について承認したものとみなされる（会社法 449 条 4 項）。これに対して、債権者が所定の期間内に異議を述べた場合、株式会社は、原則として、当該債権者に対し、弁済し、もしくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないが、資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないのであれば、弁済等をする必要はない（会社法 449 条 5 項）。

本問の場合、平成 31 年 6 月 7 日、同年 7 月 10 日までを異議申述期間として、会社法 449 条 2 項各号に掲げられた事項につき官報による公告と知れている債権者に対する各別の催告がなされたところ、期間内に異議を申し出た債権者が 1 名存在したが、債権額、弁済期、担保等を考慮して、当該債権者を害するおそれがなかったことから、弁済等はなされておらず、効力発生日（募集株式の発行等の効力発生日すなわち平成 31 年 7 月 11 日）の前日までに債権者保護手続は適法に終了している。

(3) 効力の発生

資本金の額の減少の効力は、必要な手続がすべて終了している限り、資本金の額の減少についての決議で定められた資本金の額の減少がその効力を生じる日（会社法 447 条 1 項 3 号）に生じる（会社法 449 条 6 項 1 号）。なお、当初の効力発生日より前に債権者保護手続が終了しないような場合は、従前の効力発生日を迎える前に効力発生日を変更することも可能である（会社法 449 条 7 項）。

本問の場合、上述のように、債権者保護手続は資本金の額の減少の効力発生日の前日までに適法に終了しており、資本金の額の減少はその効力発生日である平成 31 年 7 月 11 日に生じ、その結果、資本金の額は、同日をもって 200 万円減少し、7000 万円となる。したがって、同日付で資本金の額の減少による変更登記を申請する。

2. 登記手続

(1) 登記の事由

「資本金の額の減少」である。

(2) 登記すべき事項

資本金の額に変更が生じた旨、その年月日及び減少後の資本金の額である。なお、変更年月日は資本金の額の減少の効力発生日である。

(3) 登録免許税

資本金の額の減少による変更登記の登録免許税は、登記事項の変更として、申請件数 1 件につき、3 万円である（登免法別表 1.24. (1)ツ）。

(4) 添付書面及び通数

① 取締役会議事録（商登法 46 条 2 項）

資本金の額の減少の決議がなされたことを証するため、その決議に係る平成 31 年 6 月 5 日付の取締役会の議事録を添付する。

② 公告及び催告があったことを証する書面（商登法 70 条）

債権者保護手続として、官報による公告及び知れたる債権者への各別の催告を行った場合、公告及び催告があったことを証する書面を添付する。

本問の場合、債権者保護手続として、官報による公告と知れている債権者に対する各別の催告を行っていることから、公告及び催告をしたことを証する書面として、官報公告をしたことを証する書面 1 通と知れている債権者に対する催告をしたことを証する書面 1 通の合計 2 通を添付する。

③ 異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面（商登法 70 条）

異議を述べた債権者がいたが、当該債権者を害するおそれがないとして弁済等をしなかった場合、異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付する。具体的には、債権者の異議申立書と、十分な被担保債権額を有する抵当権の設定に係る不動産の登記事項証明書や、異議を述べた債権者の債権額、弁済期、担保の有無、自らの資産状況、営業実績等を具体的に摘示し、債権者を害するおそれがないことを代表者が証明した書面を添付することになる。

本問の場合、期間内に異議を述べた債権者が 1 名存在したが、当該債権者を害するおそれがなく、弁済等はなされなかったことから、異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面 1 通を添付する。また、当該債権者の異議申立書 1 通と当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 1 通で合計 2 通とする解答も可能であろう。

④ 委任状（商登法 18 条）

※ 資本金の額の計上に関する証明書（商登規 61 条 9 項）の添付の要否

資本金の額の減少をする場合、減少する資本金の額は資本金の額の減少がその効力を生じる日における資本金の額を超えてはならないとされているが（会社法 447 条 2 項）、このことは登記簿で確認することができるため、資本金の額の減少による変更登記を申請する際、資本金の額の計上に関する証明書については、添付する必要がない（平 18.3.31 民商 782 第 2 部第 4.2. (3) イなお書）。

論点7 「会計参与を置くことができる」旨の定款の定め有効性

～事例分析及び申請すべき登記の有無～

株式会社は、定款の定めにより、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は監査等委員会若しくは指名委員会等を置くことができる（会社法326条2項）。機関設計の選択は、各機関の権限に影響を与えるため、機関設計の選択に株主の意思が反映されるように、株主総会及び取締役以外の機関の設置については、定款の定めが要求されている。そして、会社にどのような機関を設置するのかということについて定款で定めることを要求したのは、会社に設置する機関を明確にするという趣旨によるものである。そこで、「会計参与を置くことができる」という旨の定款の定め方では、会計参与の設置の有無が不明となり、また、定款で定めるべき機関設計を他の機関による決定に委任することになる内容であるため、当該定めは無効である。

本問の場合、平成31年7月18日開催の臨時株主総会で、「会計参与を置くことができる」旨の定めを設ける定款変更の決議及び会計参与Hの選任決議がなされているが、上述のように、「会計参与を置くことができる」という旨の定めは無効であるから、会計参与設置会社の定めの設定登記を申請することはできず、さらに、当該規定を根拠として会計参与を選任することはできないので、当該株主総会でなされた会計参与Hの選任決議も無効であり、その就任登記をすることもできない。

平成 31 年 3 月 22 日申請後の登記記録のイメージ

商号	株式会社エース	
本店	東京都中野区江古田四丁目 3 番 7 号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成 17 年 8 月 17 日	
目的	1 コンピュータソフトウェアの開発及び販売 2 前号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	2 万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 7 0 0 0 株	
資本金の額	金 6 0 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 4 号 東邦信託株式会社本店	
役員に関する事項	取締役 A	平成 30 年 3 月 11 日就任 平成 30 年 〇月 〇日登記
	取締役 B	平成 30 年 3 月 11 日就任 平成 30 年 〇月 〇日登記
	取締役 C	平成 30 年 3 月 11 日就任 平成 30 年 〇月 〇日登記
	取締役 D	平成 30 年 3 月 11 日就任 平成 30 年 〇月 〇日登記
	取締役 F	平成 31 年 3 月 15 日就任 平成 31 年 3 月 22 日登記
	東京都世田谷区北沢三丁目 3 番 1 号 代表取締役 A	平成 30 年 3 月 11 日就任 平成 30 年 〇月 〇日登記
	東京都足立区綾瀬二丁目 6 番 1 2 号 代表取締役 B	平成 30 年 3 月 11 日就任 平成 30 年 〇月 〇日登記
	東京都渋谷区代々木五丁目 7 番 1 2 号 代表取締役 C	平成 31 年 3 月 15 日就任 平成 31 年 3 月 22 日登記
	監査役 Z	平成 29 年 3 月 3 日就任 平成 29 年 〇月 〇日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、取締役の過半数の同意をもって、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を法令の限度において免除することができる。

支配人に関する事項	東京都杉並区高円寺南五丁目1番4号 E 営業所 東京都中野区中野六丁目144番地	
	東京都杉並区高円寺南五丁目1番4号 E 営業所 東京都中野区中野六丁目14番4号	平成31年 3月18日住居 表示実施 平成31年 3月22日登記
支店	1 東京都中野区中野六丁目144番地	
	東京都中野区中野六丁目14番4号	平成31年 3月18日住居 表示実施 平成31年 3月22日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成28年4月1日東京都中央区中央一丁目1番1号から本店移転	平成28年 4月 8日登記

平成 31 年 7 月 20 日申請後の登記記録のイメージ

【株式・資本区】

発行可能株式総数	2 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 7 0 0 0 株	
	発行済株式の総数 9 0 0 0 株	平成 3 1 年 7 月 1 1 日変更 平成 3 1 年 7 月 2 0 日登記
資本金の額	金 6 0 0 0 万円	
	金 7 2 0 0 万円	平成 3 1 年 7 月 1 1 日変更 平成 3 1 年 7 月 2 0 日登記
	金 7 0 0 0 万円	平成 3 1 年 7 月 1 1 日変更 平成 3 1 年 7 月 2 0 日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 4 号 東邦信託株式会社本店	
	平成 3 1 年 6 月 1 1 日株主 名簿管理人東邦信託株式会社 を廃止 平成 3 1 年 7 月 2 0 日登記	

【役員区】【役員責任区】【会社状態区】

役員に関する事項	取締役 A	平成 3 0 年 3 月 1 1 日就任
		平成 3 0 年 〇月 〇日登記
	取締役 B	平成 3 0 年 3 月 1 1 日就任
		平成 3 0 年 〇月 〇日登記
	取締役 C	平成 3 0 年 3 月 1 1 日就任
		平成 3 0 年 〇月 〇日登記
	取締役 D	平成 3 0 年 3 月 1 1 日就任
		平成 3 0 年 〇月 〇日登記
	取締役 F	平成 3 1 年 3 月 1 5 日就任
		平成 3 1 年 3 月 2 2 日登記
	取締役 G	平成 3 1 年 6 月 5 日就任
		平成 3 1 年 7 月 2 0 日登記
	東京都世田谷区北沢三丁目 3 番 1 号 代表取締役 A	平成 3 0 年 3 月 1 1 日就任
		平成 3 0 年 〇月 〇日登記
東京都足立区綾瀬二丁目 6 番 1 2 号 代表取締役 B	平成 3 0 年 3 月 1 1 日就任	
	平成 3 0 年 〇月 〇日登記	
	平成 3 1 年 6 月 5 日退任 平成 3 1 年 7 月 2 0 日登記	

	東京都渋谷区代々木五丁目7番12号	平成31年 3月15日就任
	代表取締役 C	平成31年 3月22日登記
	監査役 Z	平成29年 3月 3日就任
		平成29年 〇月 〇日登記

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<u>当社は、取締役の過半数の同意をもって、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の行為による賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>
	当社は、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の行為による賠償責任を法令の限度において免除することができる。 平成31年 6月 5日変更 平成31年 7月20日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成31年 6月 5日設定 平成31年 7月20日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335